

令和6年度(2024年度)版

総合評価落札方式のQ & A

1. 適用区分	・・・	1
2. 簡易な施工計画	・・・	1
3. 企業の施工能力		
・ 3-1 工事施行成績	・・・	3
・ 3-2 工事等優秀業者表彰	・・・	4
・ 3-3 同種工事の経験	・・・	4
・ 3-4 地域精通度	・・・	5
4. 配置予定技術者	・・・	5
5. 担い手の育成・確保、 地域の守り手確保	・・・	8
6. 地域経済活性化	・・・	11
7. その他	・・・	13

1. 適用区分

Q1-1	北海道のガイドラインでは、施工計画審査タイプがⅠ型、Ⅱ型と2タイプとなっているが、農政部はどうか。
------	---

A 農政部にあつては、これまでどおり工事難易度評価により2項目を選択し、配点10点（満点）とします。

Q1-2	北海道のガイドラインでは、2億5千万円の工事が設定されているが、農政部でも2億5千万円の工事を設定するのか。
------	--

A 設定しません。農政部にあつては、これまでどおり2千5百万円、7千万円、特定企業体運用基準対象額（3億円）、5億円、WTO対象額の区分とします。

Q1-3	北海道のガイドラインでは、難易度評価のランク別により適用することとなっているが、農政部はどうか。
------	--

A 農政部にあつては、これまでどおり構造物条件、技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性の大項目別に工事難易度を判定し、適用します。

Q1-4	ガイドラインP5「価格評価点の算出」において、「総合評価競争入札結果一覧表」における価格評価点の桁数は小数第2位まで記載すると書いてありますが、小数第3位以下は切り捨てして計算されるのですか。
------	--

A 「総合評価競争入札一覧表」の価格評価点の欄の都合上、小数第2位まで記載することとしていますが、小数第3位以下は切り捨てしていません。評価値算出時の小数以下の桁数は順位が確定できるまでの桁数で計算します。

2. 簡易な施工計画

Q2-1	簡易な施工計画の表Dにおいて、評価対象として選択した項目は事前に公表するのか。
------	---

A 評価対象項目を選択した表Dは、公表しません。

Q2-2	北海道のガイドラインP19. 施工計画Ⅰ型は、①②③の3項目、Ⅱ型は、①②③のうち2項目を選択するとあるが、農政部はどうか。
------	--

A 農政部にあつては、ガイドラインの運用P6どおり、工事難易度評価の関連性から工事の性格、内容等に応じて、重要度の高い①②③の3項目の中から2項目を選択します。

Q2-3 簡易な施工計画の求める項目を設定する場合、北海道のガイドライン（I型）では3項目を設定できるが、工事難易度評価の関連性から3項目選択された場合、そのまま3項目を求めて良いか。

A 簡易な施工計画の項目数は2項目を選択することとしています。3項目該当した場合は、工事難易度評価の関連性から工事の性格、内容等に応じて、重要度の高い①②③の3項目の中から2項目を選択してください。

Q2-4 技術評価項目の取り扱いで、評価されない項目は履行確認しないとあるが、実施しなくてもよいか。

A 評価しない項は、履行確認を実施しなくてもよい。

Q2-5 簡易型施工計画タイプで、工程管理に係る技術的所見を削除して、施工上の対処すべき事項だけを評価しても良いか。
また、施工上の対処すべき事項について、独自の設定や評価を行って良いか。

A 簡易な施工計画は、①工程管理に係る技術的所見、②品質管理に係る技術的所見及び③施工上の対処すべき技術的所見から2項目を選択します。
また、工事の内容により（総合）振興局が独自の設定や評価をする事は構いません。

Q2-6 施工計画の履行状況の確認について様式等はあるのか。

A 様式はありませんが、簡易な施工計画（様式－1～3）と表D（チェック済み）を活用し、履行状況の確認をします。

Q2-7 工程管理に係る技術的所見の項目について、具体的な記述内容を示さないと申請者は分からないのではないか。

A 項目については、当該工事の主要な工種を記入することとしています。工事の内容によって、（総合）振興局が適宜求める内容を、明示して下さい。

Q2-8 工程管理に係る技術的所見の工期短縮について、短縮日数の大小によって評価割合を変えるのか。

A 短縮日数の大小で評価割合は変わりません。指定した工期内で短縮された日数の大小のみを評価するのではなく、手順や施工方法などを含め総合的に判断し評価します。

Q2-9 工程管理に係る技術的所見で、施工に対する安全対策などについて申請しても良いのでしょうか。

A 工程管理などは、安全対策に努めながら申請するべきものであるため、施工に対する安全対策の申請をしても構いません。

3. 企業の施工能力等

3-1. 工事施行成績

Q3-1 ガイドラインの運用P27（表E）に示されている工事成績の平均点による評価基準が、北海道のガイドラインと同じであるが、それでよろしいか。（舗装工事は別と思われるが、後ほど示されるのか）

A 工事成績の評価基準は、北海道のガイドラインと同じ区分です。また、舗装工事もこの区分を適用します。

Q3-2 これまでのように成績の区分は毎年変わるのか。

A ガイドラインにおいて施行成績の評価基準を設定しているため、ガイドラインの改正時に区分の検討をすることとなります。

Q3-3 過去2年間に工事を行っていない業者の成績の評価は、どのようになるのか。

A 過去2年間に工事実績が無い場合は、当面の措置として過去4年間の平均点で評価します。これによっても工事実績が無い場合は、工事施行成績を65点とします。

Q3-4 評価対象工事の「当該工事と同じ入札参加資格による工事」とは、農業土木、舗装などの参加資格区分による工事成績と考えて良いか。
農業土木と舗装の乙型企业体の場合は、どのように区分されるのか。

A 農業土木、舗装などの参加資格区分による工事成績です。
農業土木と舗装の乙型企业体の場合の施行成績は、農業土木の担当企業は農業土木の成績に、舗装の担当企業は舗装の成績になります。

Q3-5 ガイドラインP24. 評価対象期間の「前年度の12月31日までに完成通知を受け、その後引渡が完了した工事」とは、完成通知を受領した工事のことか。

A 完成通知を受け、その後引渡が完了した工事とは、完成通知書の提出日が12月31日付けの工事で、工事完成検査に合格した工事です。

例えば、

- ① 12月31日に完成通知書が提出され、1月4日に完成通知を受領、1月5日に工事完成検査で合格した場合は、評価対象となります。

- ② 12月31日に完成通知書が提出され、1月4日に完成通知を受領、1月5日に工事完成検査で不合格となった場合は、評価対象となりません。

Q3-6	ガイドラインP25. 減点項目の法令遵守（指名停止2ヶ月未満）により工事施行成績が減点されている工事は、1年経過したのち、次年度以降は減点しない点数として扱うこととしているが、農政部はどうか。
------	--

A ガイドラインの運用P22のとおり、農政部にあっては、工事施行成績が減点されている工事の取り扱いは、適用しません。

3-2. 工事等優秀業者表彰

Q3-7	ガイドラインP26. 入札参加者の申請に基づき年1回に限り、申請できることになっているが、農政部はどうか。
------	---

A ガイドラインの運用P8のとおり、農政部にあっては、過去5年間に受賞した場合に評価します。

3-3. 同種工事の経験

Q3-8	ガイドラインの運用P8. 「同種工事」とは、どの事業で施工したものでも評価対象となるのでしょうか。
------	---

A 当該公告で求めた同種工事とは、北海道及び開発局並びに市町村などの官公庁のほか、土地改良区や農業開発公社などが発注した同種工事で、その公告で事業名などが明示されていなければ、事業の区別なく評価対象とします。

Q3-9	ガイドラインの運用P9. 「同種工事の施工実績の規模で評価する」とは具体的に、どのようなことか。
------	--

A 当該公告で求めた同種工事で、その工事内容と同じ工事内容の工事量の規模で評価します。

(例) 暗渠排水（水田）50haの工事（例）

- ① 暗渠排水（水田）70haの実績の場合、配点1.0点で評価します。
- ② 暗渠排水（水田）の表土戻し70haの実績の場合、当該工事が掘削、配管、埋め戻しの一連の工事であるので、評価対象としません。
- ③ 暗渠排水（畑）の70haの実績の場合、同種工事が水田の暗渠排水なので、評価対象としません。

(例) 客土（水田）50haの工事（例）

- ① 客土（水田）70haの実績の場合、配点1.0点で評価します。
- ② 客土（水田）の放下整理70haの実績の場合、当該工事が運搬、放下整理など一連の工事であるので、評価対象としません。
- ③ 客土（畑）の70haの実績の場合、同種工事が水田の客土なので、評価対象としません。

Q3
-10 「同種工事の経験」は、コリンズ等の書面で確認できる場合に評価するとありますが、どのような様式で申請すれば良いでしょうか。

A 入札参加申請書に添付する「類似工事施工実績調書（別記第2号様式）」あるいは「工事実績証明書（別記第3号様式）」で確認できると判断していますので、提出様式は特に定めていません。ただし、（総合）振興局で提出様式を定めている場合は、それにより申請してください。
なお、入札参加申請書を作成するにあたっては、「同種工事の経験」の評価に影響を及ぼすことに留意し作成してください。

3-4. 地域精通度

Q3
-11 地域精通度は、どのような工事でも良いか。

A （総合）振興局調整課又は農村振興課発注の最終請負金額5百万円以上の工事が対象です。なお、工事工種規模等は問いません。

Q3
-12 過去10年間の工事箇所と同じ地域での施工実績の評価基準で、適用1では隣接する市町村の項目が無いが良いか。

A 基本は、評価基準の区分のとおり市町村管内、耕地出張所管内、（総合）振興局管内です。なお、工事内容によって（総合）振興局で評価基準を設定することができます。

Q3
-13 評価対象期間を10年に短縮したのは何故か。

A 今回、より地域ニーズに適う施工を確保するため評価対象期間を短縮しました。

Q3
-14 過去10年間の工事箇所と同じ地域での施工実績について、当該工事が2町村に跨っている場合は、どのように評価するのか。（工事規模で限定するのか）

A 当該工事が2町村に跨っている場合は、施工実績（（総合）振興局調整課又は農村振興課発注の最終請負金額5百万円以上）の評価値が高い方を対象として評価します。

4. 配置予定技術者

Q4-1 優秀技術者等表彰をしていない事業所は配点（0.5点）を削除することとなるのか。

A 必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び満点（30点）の配点を増減することができますので、（総合）振興局で判断して下さい。

Q4-2 (総合) 振興局の判断として、農業農村整備事業の優秀技術者等表彰を評価項目に加えなくても良いか。(表彰については初年度目であり、評価対象者が限定されているため。)

A 評価項目の設定については、(総合) 振興局で判断して下さい。

Q4-3 技術者表彰を受けた技術者が、JVの代表者でない構成員で、専任を要しない金額であった場合は、評価の対象となるのか。

A 申請者が技術者表彰を受けた主任技術者又は監理技術者を配置予定する場合、評価します。

Q4-4 農業農村整備事業の優秀技術者等表彰を受けた者が、その時在籍していた会社から別の会社へ変わった場合は、どのような扱いとなるのですか。

A 配置予定する主任技術者又は監理技術者の表彰の実績を評価しますので、会社が変わった場合でも(3ヶ月を超える雇用関係にある者) 評価します。

Q4-5 技術評価項目申請書で求める配置予定技術者について、一人の主任(監理)技術者を複数の工事に申請することは可能か。

A 一人の主任(監理)技術者で複数の工事に申請する事は可能です。

ただし、実際に配置された技術者の資格等の評価が下がった場合は、施行成績で最大5点のペナルティとなり、更に技術評価項目の不履行に該当し、技術評価項目において1点の減点(6ヶ月間)となります。

また、技術者の配置が出来なくなった場合は、指名停止等の処分となります。

Q4-6 農業農村整備事業の優秀技術者等表彰を受けた技術者を現場代理人として配置した場合、評価対象となるのでしょうか。

A 配置予定する主任技術者又は監理技術者について評価しますので、現場代理人は評価対象としません。

Q4-7 過去10年間の主任(監理)技術者等の配置経験の「等」とは何を指しているのか。

A 主任(監理)技術者等の等とは、現場代理人、現場技術員(コリンズに登録された技術者であること。なお、平成28年度以降については、技術者の追加配置に登録された者に限る。)のことです。

Q4-8 配置予定技術者の申請に必要な書類はどのようなものですか。

A 技術評価項目申請書の様式-5 配置予定技術者調書(総合評価用)、資格を証する書面の写し、CPD受講証明書の写し、表彰状の写し、主任(監理)技術者等として配置されたことを証明できる資料です。

Q4-9	配置予定技術者の配置経験は、当該工事で求めた工事工種としているが、工種が書面で確認できる場合に評価するということか。
------	--

A 当該工事で求めた工事工種の配置経験があるかを書面で確認し評価します。

Q4-10	配置予定技術者の配置経験の同種工事は、どこの発注機関の工事でも対象となるのか。
-------	---

A 配置予定技術者の配置経験は、当該公告で求めた工事工種としていますので、特定の発注機関の工事を求めているなければ、どこの発注機関の工事でも対象です。

Q4-11	ガイドラインの運用P12. 評価対象期間の「前年度の3月31日までの期間に引き渡し完了した工事」とは、完成通知日で判断して良いか。
-------	---

A 引き渡し完了した工事とは、3月31日までに工事完成検査に合格した工事です。

Q4-12	経常建設共同企業体の場合の配置予定技術者の評価は、どのように行うのか。
-------	-------------------------------------

A 配置予定技術者の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の各項目の最も高い評価値を合計したもので評価します。
 なお、構成員の配置予定技術者が特定できない場合は、各構成員の配置予定技術者の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の各評価値の合計が最も低い者のうちの中で、合計が1番高い者を評価します。

Q4-13	配置技術者が交代した場合は、どのような扱いとなるのか。
-------	-----------------------------

A 交代した配置技術者の評価の合計が、入札時の評価の合計より下がった場合にペナルティの対象となります。
 なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の最も高い評価の合計でペナルティとなるか判断します。

Q4-14	ガイドラインの運用P9. 優秀技術者等表彰は、当該（総合）振興局のものだけを対象とするのか。
-------	--

A 当該（総合）振興局優秀技術者等表彰を評価対象とします。

Q4-15	優秀技術者等表彰の受賞歴を持つ者が、刑事事件に関与し処分されても評価するのか。
-------	---

A 次に該当する者は評価の対象としません。
 ① 刑事事件に関与して、現に起訴されている者。
 ② 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者。
 ③ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者。

④ 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者。

Q4-16	優秀技術者等感謝状贈呈事務取扱要領第2(3)に基づく表彰とは、どのような内容のものを想定しているのか。
-------	---

A 近年の異常気象や高病原性鳥インフルエンザ対応など、農業農村整備事業関係業者が貢献している案件を想定しています。

要領第2(3)の贈呈対象として、「(1)【工事の現場代理人等】又は(2)【委託業務の管理技術者等】に掲げるものの他、特に優秀であると認められる者」と規定されており、前述の案件については当該条項により感謝状贈呈の選考を行うこととなりますが、配置予定技術者の評価項目としては「農業農村整備事業の工事における実績」に対するものであることから、要領第2(1)【工事の現場代理人等】に限るものとします。

5. 担い手育成・確保、地域の守り手確保

Q5-1	ガイドラインの運用P12～21に示されている「担い手の育成・確保及び地域の守り手確保における地域での選択項目の配点の合計は1点及び1.5点となっているが、北海道のガイドラインでは担い手育成・確保及び地域の守り手確保における地域での選択項目の評価点がタイプ別に異なっているが、合計点の範囲内で各項目の配点を決定することができるのか。
------	---

A ガイドラインの運用で示す評価点は参考値ですので、評価点は各(総合)振興局において決定してください。また、各項目を適宜選択することも、必要な項目を設定することもできます。また、配点は必要に応じて増減することもできます。

Q5-2	技術者の追加配置について、現場代理人として配置した場合は対象となるのか。
------	--------------------------------------

A 現場代理人として配置した場合でも評価対象となります。

Q5-3	地域での選択項目において、発注者が設定した項目数以上、申請者が申請してきた場合は、どのように評価するのか。
------	---

A 申請者が設定した項目数以上申請した場合は、評価値の高い項目から設定項目数分を選択し評価します。

ただし、最後の評価値において「地域企業の活用」と「他の項目」が同じ評価値であった場合は、「地域企業の活用」を優先し採用します。

Q5-4	ガイドラインの運用P16～20の別表に担い手の育成・確保及び地域の守り手確保の留意事項が示されているが、これらの実績例についての評価判断を相談する窓口を示されたい。また、それらの情報を逐次全道にお伝え願いたい。
------	---

A 相談窓口は、事業調整課調整係(契約)又は技術指導係です。情報については、逐次全道にお知らせします。

Q5-5 総合評価審査委員会及び総合評価検討会で、担い手の育成確保等の評価基準が過去5年間実績を、よりきめ細やかに評価するため、過去5年間に数回の実績を追加する申請を受けたので、（総合）振興局独自に評価基準の区分を設定して良いか。

A （総合）振興局独自に評価基準を設定する事は構いません。

Q5-6 環境対策の認定制度等において、北海道グリーン・ビズ認定制度のレベル1でも評価されるのですか。

A 認定を受けていれば全て評価します。

Q5-7 地域企業の活用が、一次下請5百万円以上を評価することとなっているが、1社で5百万円以上か、複数社の累計で5百万円以上か。また、履行が確認できない場合のペナルティは施行成績の5点減点で良いか。

A 1次下請5百万円以上を評価することとしているので、複数社で5百万円以上の場合も該当します。

また、履行が確認出来ない場合は施行成績で5点減点となり、更に技術評価項目の不履行に該当し、技術評価項目において1点の減点（6ヶ月間）です。

Q5-8 設計変更で減額となり、当初計画していた1次下請金額が5百万円に至らなかった場合は、ペナルティの対象となるのか。

A 地域の守り手確保調書（様式-6）に記載している一次下請内容が減額となっている場合は、ペナルティとしません。

Q5-9 ガイドラインの運用では、地域企業の活用の評価基準が3段階のみであるが、耕地出張所のある総合振興局の場合もこれで良いか。（主たる営業所の所在地の評価とは異なっているがどうか。）

A 評価基準の区分のとおり市町村管内及び隣接市町村管内、（総合）振興局管内の区分を基本としています。

なお、工事の内容に（総合）振興局で評価基準を設定することができます。

Q5-10 地域の下請活用計画で、工事場所と同じ市町村での計画が3百万円、工事箇所に隣接する市町村での計画が1百万円、それ以外の総合振興局管内での計画が2百万円であった場合は、どのように評価するのか。

A 設定した地域内に主たる営業所がある企業を一次下請5百万円以上活用する場合評価しますので、この場合、工事場所と同じ市町村と隣接市町村の合計額が5百万円に満たないので、（総合）振興局管内の区分で評価します。

Q5
-11 主たる営業所の所在地について、当該工事が2町村に跨っている場合は、どのように評価するのか。（工事規模で限定するのか）

A 当該工事が2町村に跨っている場合は、主たる営業所の所在地の評価値が高い方を対象として評価します。

Q5
-12 労働安全衛生活動の、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な活動とは、どのような活動をいうのか。

A 建設業労働安全衛生マネジメントシステム・労働安全衛生マネジメントシステムの取得に向けて、労働安全コンサルタント等を活用し、規格要求事項の理解、労働安全衛生目標及び実施計画、危険源の特定、内部監査員研修などマネジメントシステム構築の教育訓練などの継続した学習会や講習会をいいます。

Q5
-13 労働安全衛生活動の、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な活動は1回でも活動していれば評価されるのでしょうか。

A 建設業労働安全衛生マネジメントシステム・労働安全衛生マネジメントシステムの取得に向けた活動を対象としていますので活動回数の規定は特にありませんが、マネジメントシステムを取得することが目的の活動ですので、取得スケジュールなどが明確となっている活動の一部であれば、評価対象となります。

Q5
-14 自社の労働安全コンサルタント試験の有資格者の社員による、認定・認証取得に向けた継続的な活動は、評価されるのでしょうか。

A 労働安全コンサルタント試験を有する者を活用して構いませんが、取得のスケジュールなどが明確で労働安全コンサルタントの場合と同程度のカリキュラムや活動内容でなければなりません。

Q5
-15 地域の下請活用計画で、申請時の下請企業所在地と実際に活用する下請企業所在地が変わった場合の取扱いはどうなるのか。

A 実際の下請企業所在地の評価が申請時の評価と比べ下がらなければ問題ありませんが、評価が下がればペナルティの対象となります。

Q5
-16 申請時に予定していた下請け企業を利用することが出来なくなった場合の取扱いはどうなるのか。

A 下請け予定企業が倒産するなど、やむを得ない事情と判断される場合は、ペナルティの対象になりませんが、それ以外の場合は、ペナルティの対象となります。
申請にあたっては、下請け企業の確約をとるなど慎重な対応をお願いします。

6. 地域経済活性化

Q6-1 地域経済活性化評価は、当該工事で調達する計画を評価するということか。

A 当該工事で、工事箇所と同じ市町村管内から調達する計画の度合いを評価することです。

Q6-2 地域経済活性化評価で履行されなかった場合はペナルティに該当するのか。
また、工事完成後履行確認する旨を特記仕様書などで明示しなくて良いか。

A 履行が確認出来ない場合は施行成績で5点減点となり、更に技術評価項目申請の不履行に該当し、技術評価項目申請において1点の減点（6ヶ月間）です。
また、特記仕様書に工事完成後支出証拠書類により履行確認する事を明示して下さい。

Q6-3 地域経済活性化評価で人件費は該当するのか。また、地域の下請を活用した場合はその金額全て該当するのか。

A 人件費は該当しません。対象内容はガイドラインの運用P19ア（ウ）に記載している①から⑤の費用を対象とします。
また、下請にあっても①から⑤の費用を対象とします。

Q6-4 地域経済活性化率を8%で申請したが最終実績が6%と率が下がった場合でもペナルティとなるのか。

A 地域経済活性化率の評価が下がらないので、ペナルティに該当しません。

Q6-5 ガイドラインの運用P19イ（イ）の地域経済活性化率算出式は工事予定入札額となっており、地域経済活性化評価調書（実績）の算出式では最終請負金額と違っているが、どのような意味なのか。

A 工事予定入札額とは、申請者が技術評価項目申請書提出時点で積算した価格で、地域経済活性化評価調書（実績）は履行確認のため最終請負金額としています。

Q6-6 建設機械のリースや工事資材を手配する会社は、工事箇所の市町村にある主たる営業所又は、本店でなければならないのか。

A 手配先の会社が工事箇所の市町村に店舗を構え、代金の受け渡しが出来て領収書の発行できるところであれば、主たる営業所等でなくても構いません。

Q6-7 設計変更で申請時の地域経済活性化評価が達成出来ない場合、ペナルティが科せられるのか。

A 資材の調達予定内訳などにより達成度合いを確認し、評価が下がった場合ペナルティに該当します。

なお、受注者の責によらない場合はペナルティに該当しません。

【増額の設計変更の場合】

増額の設計変更の場合は、申請時の調達予定金額以上が調達されていれば履行されたと判断します。

$$\text{申請時の地域経済活性化率} \times \text{当初請負金額} = \text{申請時の調達予定金額} \leq \text{最終支払金額}$$

【例】

当初請負金額 108,000,000 円
 申請時の地域経済活性化率 5%
 申請時の調達予定金額 5,400,000 円

最終請負金額 117,000,000 円
 最終支払金額 5,500,000 円

履行の確認 5,400,000 円 < 5,500,000 円 OK
 (地域経済活性化(実績)率 4.7% > 5% 5%を下回っているが率で判断しない。)

【減額の設計変更の場合】

契約後、施工計画書提出時に、資材調達予定内訳に記載した品目を減額設計変更した場合は、その資材は全て調達されたものと見なし、最終支払金額と最終請負金額に減額された資材費相当分の設計金額を加え、地域経済活性化率が計画時の地域経済活性化率を上回っていれば履行されたと判断します。

【例】

当初請負金額 108,000,000 円
 最終請負金額 90,000,000 円
 申請時の地域経済活性化率 5%

減額対象金額 3,800,000 円 (900,000+1,100,000+1,800,000)
 (減額対象金額=施工計画書提出時、資材調達対象品目の当初設計額-同対象品目の設計変更後設計額)
 最終支払金額 4,000,000 円

履行の確認 (4,000,000+3,800,000) / (90,000,000 + 3,800,000) = 8.3%
 5% < 8.3% OK

当初設計額 (工事発注時)				
品目	規格 寸法	数量	単位	金額
合成樹脂管	φ60	30,000	m	5,100,000
合成樹脂管	φ150	10,000	m	2,200,000
木材チップ		2,000	m ³	7,400,000
Vトラフ	300	3,000	本	7,500,000
コンクリート管	φ450	300	本	1,200,000
計(円)				23,400,000

設計変更後設計額				
品目	規格 寸法	数量	単位	金額
合成樹脂管	φ60	25,000	m	4,200,000
合成樹脂管	φ150	5,000	m	1,100,000
木材チップ		1,500	m ³	5,600,000
Vトラフ	300	2,000	本	5,000,000
コンクリート管	φ450	200	本	800,000
計(円)				16,700,000

設計額
増減額
△900,000
△1,100,000
△1,800,000
△2,500,000
△400,000
△6,700,000

計画時の資材調達（施工計画書提出時）				
品目	規格 寸法	数量	単位	金額
合成樹脂管	φ60	15,000	m	2,600,000
合成樹脂管	φ150	5,000	m	1,100,000
木材チップ		480	m ³	1,700,000
計（円）				5,400,000

最終支払い額				
品目	規格 寸法	数量	単位	金額
合成樹脂管	φ60	12,500	m	1,900,000
合成樹脂管	φ150	2,500	m	400,000
木材チップ		480	m ³	1,300,000
コンクリート管	φ450		本	400,000
計（円）				4,000,000

支払額
増減額
△700,000
△700,000
△400,000
400,000
△1,400,000

Q6-8	当該工事が2町村に跨っている場合の地域経済活性化評価の対象町村は、どのように扱うのか。（工事規模で限定するのか）
------	--

A 当該工事が2町村に跨っている場合は、その2町村を対象とします。

7. その他

Q7-1	ガイドラインの運用の表E（標準評価項目）の中で、配点しない項目分の点数を、他の項目に加算出来るか。（例：配置予定技術者のうち現場技術者表彰を設定せず、この分を過去10年間の配置経験に加算する。）
------	---

A 加算できます。（総合）振興局は必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手育成・確保、地域の守り手確保の配点を増減することができます。

Q7-2	契約不適合による減点について、全道の実績を事業調整課で取りまとめて頂きたい。
------	--

A （総合）振興局から報告を受けた重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）及び総合評価落札方式技術評価項目不履行報告書（様式-9）を事業調整課調整係（契約）で取りまとめ、（総合）振興局へ通知します。

Q7-3	契約不適合に伴う修補とは、契約不適合請求による修補か、自発的な修補も含むのか。
------	---

A 契約不適合に伴う修補は、本体に重要な影響を与える修補請求又は修補及び損害賠償 請求を行った場合で、自発的な修補は含みません。

Q7-4	技術評価項目申請の不履行とは、どのようなものか。
------	--------------------------

A 簡易な施工計画、配置予定技術者、地域企業の活用、地域経済活性化、地域選択項目（履行確認が必要となる場合）において、評価が下がり施行成績が減点となった場合、不履行となります。

Q7-5	技術評価項目（計画）不履行の場合の工事施行成績減点は、どのようにするのか。
------	---------------------------------------

A 技術評価項目1項目当たり一律5点です。

Q7-6	ガイドラインの運用の様式-9（契約不適合及び技術評価項目不履行報告書）は提出するのか。
------	---

A （総合）振興局において減点対象となりますので、事業調整課調整係（契約）へ報告書を提出してください。